年金制度改正の議論を読み解く

基礎年金の拠出期間の 延長の論点

2024年3月

日本総合研究所特任研究員 高橋俊之

2025年に予定される次の年金制度改正に向けて、厚生労働省の社会保障審議会年金部会の 議論が始まっています。より良い社会に向けた年金制度の課題について、わかりやすく説明し、 皆さんと一緒に考えていきます。

連載第3回の今回は、少子高齢化と年金についての考え方を説明した上で、基礎年金の拠出期間を40年から45年に延長する意義と論点について、昨年10月24日の第8回、11月21日の第9回、本年3月13日の第13回の年金部会の議論を振り返りながら、解説します。

1. 少子高齢化と年金

- (1) 平均余命は60年間で10年も伸びた。今後50年でさらに3年伸びる
- (2) 人口構成の変化は、年齢区分を固定しないで見ると印象が激変する
- (3) 昭和60年改正で、32年加入から40年加入の時代に合わせた見直し
- (4) 定年の引上げと並行し、支給開始年齢を 55 歳→60 歳→65 歳へ引上げ
- (5) 出生率の低下と年金制度改革
- (6) 就労と拠出期間の伸びで、マクロ経済スライドによる水準低下は補える

2. 基礎年金の拠出期間の45年化の意義と論点

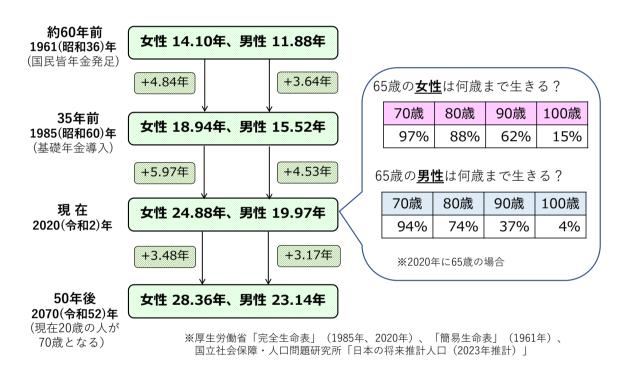
- (1) 平均余命と就労期間が伸びた今、基礎年金の拠出期間 45 年化が必要
- (2) 第1号被保険者は、保険料を納付して基礎年金を増やせる
- (3) 厚生年金被保険者は、保険料は同じで、基礎年金が増額し、1 階部分に結びつかない期間を解消できる
- (4)厚生年金被保険者の被扶養配偶者も、基礎年金が増える
- (5) 障害基礎年金や遺族基礎年金の年金額も増える
- (6) 繰上げ受給や任意加入についての論点
- (7) 延長する5年分の給付の2分の1国庫負担相当分の財源の課題

1. 少子高齢化と年金

(1) 平均余命は60年間で10年も伸びた。今後50年でさらに3年伸びる

65 歳の人の平均余命は、女性が 24.88 年 (89.88 歳まで生きる) で、男性が 19.97 年 (84.97 歳まで生きる) です。65 歳の女性の 62%、男性の 37%が、90 歳まで生きると見込まれているわけですから、かなりの長寿社会です。国民皆年金が発足した 1961 年には、65 歳の人の平均余命は、女性は 14.10 年、男性は 11.88 年でしたから、60 年間で 10 年も長くなっています。「日本の将来推計人口」によれば、2070 年には、女性が 28.36 年、男性が 23.14年と、さらに 3 年長くなります。

65歳の平均余命の伸び



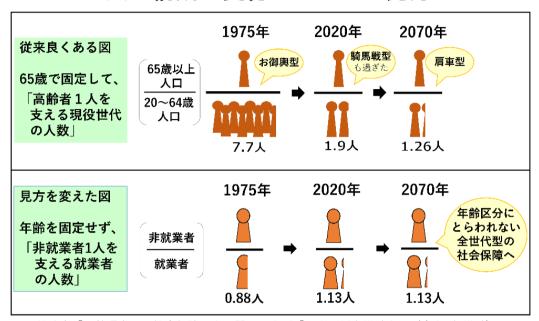
(2) 人口構成の変化は、年齢区分を固定しないで見ると印象が激変する

従来から良くある図は、年齢区分を 65 歳で固定して、65 歳以上を高齢者人口、20 歳~64 歳を生産年齢人口として、「高齢者1人を支える現役世代の人数」を表す図です。1975 年には7.7 人で1人を支える「おみこし型」でしたが、2020 年には1.9 人で1人を支えて「騎馬戦型」も過ぎ、2070 年には1.26 人で1人を支える「肩車型」になるという図です。これは大変なことになる!と誰もが思います。

しかし、見方を変えて、**年齢を固定せず、「非就業者1人を支える就業者の人数」で見ると、**
 印象が激変します。**非就業者を支える就業者の人数**は、1975 年の 0.88 人から、2020 年の

1.13 人へとむしろ若干増え、2070 年は 1.13 人で概ね同じです。**高齢者や女性の就労の増加**が、**分母の就業者を増やし**ています。年齢区分を固定した見方で、いたずらに不安を煽らないことが大切です。見方を変えれば、元気が沸いてきます。

人口構成の変化についての見方



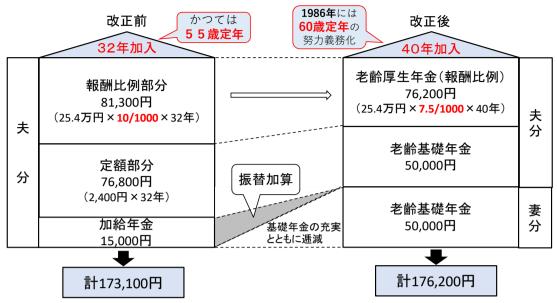
※総務省「国勢調査」、社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」、 総務省「労働力調査」、労働政策・研修機構「2018年度 労働力需給の推計」 年齢階級別就業率は、労働力需給推計のある2040年度以降一定と仮定

(3) 昭和 60 年改正で、32 年加入から 40 年加入の時代に合わせた見直し

戦前から戦後にかけては、55 歳定年が一般的でしたが、昭和60年改正の頃には、60 歳定年が増えました。厚生年金の報酬比例部分の年金額は、その人の加入期間の標準報酬額の平均額に、給付乗率と加入期間の月数を乗じて計算しますから、加入期間が伸びると、現役の賃金水準と比べた年金額の水準が高くなります。

そこで、基礎年金制度を導入した昭和 60 年改正では、平均 32 年の加入期間が 40 年加入に伸びることを見込んで、厚生年金の報酬比例部分の給付乗率を、1000 分の 10 から 1000 分の 7.5 に、生まれた年度ごとに 20 年かけて少しずつ引き下げました。改正前は 32 年加入で月額 17 万円でしたが、改正後は 40 年加入で同じ年金額になります。これにより、保険料の過度の高騰を防ぐことができました。

1985(昭和60)年改正による給付水準の適正化



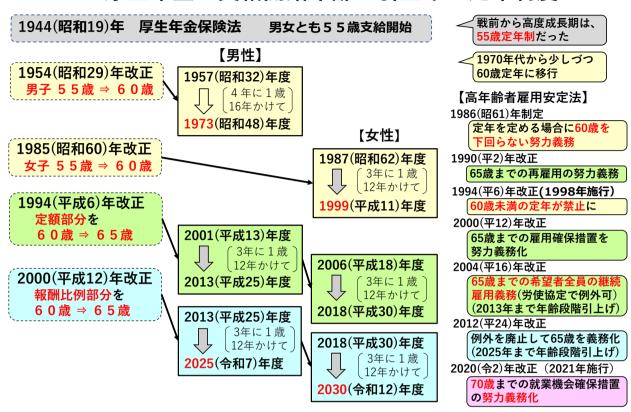
- (注) 25.4万円は、現役男子の平均標準報酬月額。 32年は、改正前の平均加入期間。 2400円は、1980(昭和55)年改正時の単価2050円を1984(昭和59)年度価格に換算したもの。
- (注) 給付乗率は、その後、2000(平成12)年改正で、さらに5%引き下げ(7.125/1000) られた上で、 総報酬制(賞与にも保険料を課す)に伴う乗率の換算により、現在は5.481/1000となっている。

(4) 定年の引上げと並行し、支給開始年齢を 55 歳→60 歳→65 歳へ引上げ

厚生年金の支給開始年齢は、昭和 19 年の制定当初は、男女とも 55 歳でした。当時は 55 歳 定年制が一般的でしたし、平均余命も短かったからです。厚生年金の 55 歳開始から 60 歳開 始への引上げは、男性は昭和 29 年改正で、16 年かけて行われました。女性は昭和 60 年改正 です。一方、定年制度は、昭和 61 年に高年齢者雇用安定法が制定され、60 歳以上の定年が努 力義務とされ、平成 6 年改正で 60 歳未満の定年が禁止されました。

厚生年金の 60 歳開始から 65 歳開始への引上げは、定額部分は平成 6 年改正で、男性は平成 13 年から 12 年かけて行われました。報酬比例部分は、平成 12 年改正で、男性は平成 25 年度から 12 年かけて行われました。女性は 5 年遅れです。一方、定年制度は、高年齢者雇用安定法の平成 12 年の改正で、65 歳までの高年齢者雇用確保措置(定年の引上げ、継続雇用制度の導入、その他の必要な措置)が、まず努力義務とされました。平成 16 年の改正で 65 歳までの希望者全員の継続雇用が義務化に格上げされ、平成 24 年改正で、労使協定による対象者の限定の例外規定が、厚生年金の 2 階の支給開始年齢の引上げに合わせて段階的に廃止され、65 歳の継続雇用措置の義務化が完成します。

厚生年金の支給開始年齢の 65 歳への引上げは、男性では 2025 年に、女性では 2030 年に 完成します。この 60 年間で、65 歳の平均余命が 10 年程度伸びたのですから、定年制も 55 歳から 65 歳へと 10 年上がり、年金制度も 70 年程度をかけて支給開始年齢が 55 歳から 65



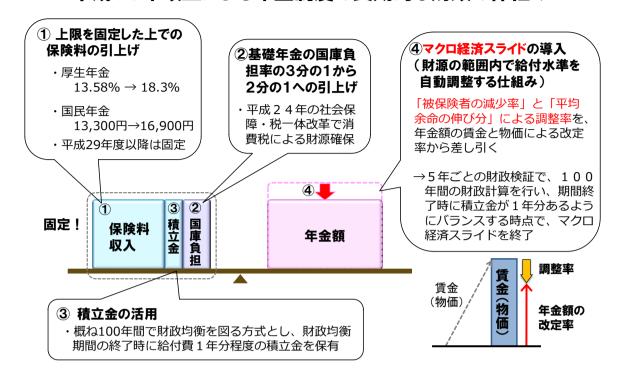
厚生年金の支給開始年齢の引上げと定年制度

(5) 出生率の低下と年金制度改革

合計特殊出生率は、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表します。社会保障・人口問題研究所の「将来推計人口」では、合計特殊出生率の将来の見込みは、昭和61年推計の2.00から、平成4年推計では1.80に、平成9年推計では1.61に、平成14年推計では1.39へ低下し、年金財政を厳しくしました。

このため、平成 12 年改正では、厚生年金の報酬比例部分の給付水準の 5%引下げなどが行われました。平成 16 年改正では、①上限を固定した上での保険料の引上げ、②基礎年金の国庫負担率の2分の1への引上げ、③積立金の活用、④マクロ経済スライドの導入が行われました。マクロ経済スライドは、保険料の高騰を防ぐため、被保険者の減少率(直近3年度平均)と、平均余命の伸び分(年率 0.3%)による調整率を、年金額の賃金と物価による改定率から差し引くことで、名目額は下げずに、長い年数をかけて、少しずつ、給付水準を調整していくものです。

平成16年改正による年金制度の長期的な財政の枠組み



(6) 就労と拠出期間の伸びで、マクロ経済スライドによる水準低下は補える

マクロ経済スライドにより、所得代替率で 60%程度から 50%程度へ、概ね 2 割の給付水準の引下げが緩やかに進みます。しかしこれは、**40 年で拠出期間を固定したモデル年金で比較**した場合です。

実際は、健康寿命の伸びに伴い、就労期間が伸び、保険料の拠出期間も伸びるため、マクロ経済スライドによる給付水準の低下を補うことができます。2019年財政検証では、現行制度であっても、66歳9月まで就労し、繰下げ受給を選択すれば、マクロ経済スライドの調整後でも、現在と同じ所得代替率が確保できると試算されています。

かつて、**平均余命が伸び、定年が 55 歳から 60 歳となり、拠出期間が伸びた時代に、昭和 60 年改正で、32 年加入から 40 年加入に合わせた見直し**が行われました。給付乗率を下げても、拠出期間が伸びれば、同じ額の年金が受給できます。このように、**給付乗率の調整と、拠出期間の伸びを、セットで考えるという捉え方が大切なポイント**だと思います。

現在、平均余命の伸びに伴って、65歳までの継続雇用が義務化され、拠出期間は20歳から65歳まで加入して45年の時代になりました。実態は進んでいるにもかかわらず、基礎年金に結びつけられる期間は40年のままで据え置かれており、年金水準の指標である所得代替率も、40年加入で固定して将来の見通しを計算しており、見直しが必要です。

マクロ経済スライド調整だけを切り離して見るのではなく、拠出期間の伸びとセットで考え

る捉え方が大切です。平均余命が伸び、就労期間と拠出期間が伸びていく時代の中で、年金制度は、40年加入から45年加入を標準とした制度設計に移行していくことが、少子高齢化と年金を考える際の大切なポイントです。

55歳定年 55歳支給開始 75~80歳 年金制度が 給付乗率を下げても 32年拠出 年金受給 ぐらいまで できた頃 生きる 拠出期間の伸びにより 年金水準は維持 60歳定年 (昭和60年改正) 60歳支給開始 80~85歳 40年拠出 年金受給 ぐらいまで その後 マクロ経済スライド 生きる による水準調整は、 拠出期間を伸ばせば 65歳定年 補える 65歳支給開始 85~90歳 現在から ぐらいまで 45年拠出 年金受給 将来 生きる 平均的な就労期間の伸び 平均余命の伸び 拠出期間の伸び 受給期間の伸び

平均余命の伸びと年金制度

2. 基礎年金の拠出期間の 45 年化の意義と論点

(1) 平均余命と就労期間が伸びた今、基礎年金の拠出期間 45 年化が必要

基礎年金制度が作られた昭和 60 年当時は、厚生年金の支給開始年齢は 60 歳(女性は 55歳) でした。また、平均余命の伸びに伴い、55歳定年制から 60歳定年への移行が進んだ時代でもありました。国民年金法は、昭和 36年に制定された際、20歳以上 60歳未満の 40年間が被保険者期間で、65歳支給開始でした。これらを背景に、基礎年金制度は、20歳から 60歳までの 40年間を拠出期間とされました。

しかし、基礎年金制度の導入から **35 年以上が経過**し、**65 歳時点の平均余命**は、**女性で 6 年、男性で 4.5 年長く**なっています。定年制度も、2025 年には、**65 歳までの雇用確保措置の義務化**が完成します。厚生年金の支給開始年齢は、段階的に引き上げられ、男性では 2025 年、女性では 2030 年から、**65 歳支給開始**となります。

一方で、基礎年金制度は、60歳までの40年拠出のままであり、平均余命と就労期間が伸びた現状に、現行制度は合わなくなっています。**厚生年金**では、**70歳までは被保険者**ですが、

60 歳までしか基礎年金に結びつきません。同じ 18.3%の保険料負担をしながら、長く働いて も、1 階の年金は増えません。**国民年金**の人も、**60 歳台前半は保険料を拠出できず、年金を増 やせません**。未納期間があり 40 年に達していない人だけが任意加入できます。

基礎年金の拠出期間を65歳までの45年間に延長する案は、平成26年と令和元年の財政検証のオプション試算で提起されました。令和2年年金改正法の国会の附帯決議にも盛り込まれており、2025年の次期年金制度改正に向けた検討課題です。

昨年10月24日の第8回の年金部会で、高齢期における年金制度の議論が行われましたが、 基礎年金の拠出期間を45年にする方向については、多くの委員から、賛成する意見がありま した。

(2) 第1号被保険者は、保険料を納付して基礎年金を増やせる

基礎年金の 45 年化について、単なる負担増と誤解する人もいますが、**保険料を負担した分だけ年金が増え**ますので、メリットが大きく、社会保障の充実です。

老齢基礎年金の年金額は、老齢基礎年金満額(令和6年度は月額68,000円)に、480月 (40年間)のうちの保険料を納付した月数の割合を乗じた額です。基礎年金の拠出期間が 45年化されると、**老齢基礎年金満額は、40分の45**となりますから、**12.5%増えた額に増 額**されます。その上で、540月(45年間)のうち保険料納付月数の割合を乗じて、年金額を 計算することとなります。

60 歳台前半で、厚生年金被保険者やその被扶養配偶者でない人は、**国民年金第 1 号被保険** 者となり、保険料を納付すると、基礎年金が増えます。基礎年金には、2分の1国庫負担相当分が含まれるので、有利な年金額です。収入が少なく、保険料納付が困難な場合は、国民年金保険料には免除制度があり、全額免除を受けた月数の2分の1が、基礎年金の給付に結びつき、年金が増額します。

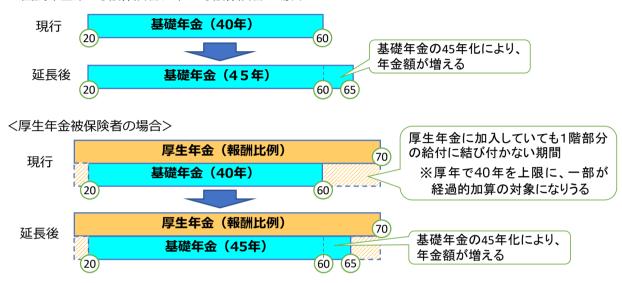
また、国民年金保険料は、全額が**社会保険料控除の対象**ですので、保険料の納付額に、所得税と住民税の税率をかけた額だけ、税金が安くなります。国民年金保険料の月額 16,980 円(令和6年度)の1年分は203,760円ですので、所得税20%・住民税10%の場合は、**年約6万円が減税**されます。

60 歳台前半に対象を拡大した場合に、保険料納付率を心配するご意見もあるかもしれません。しかし、令和2年国民年金被保険者実態調査によると、年齢が上がるにつれて、完納者の割合が上昇し、免除・猶予者の割合が低下しています。50歳台後半では約67%が保険料納付者であり、50歳台後半の無職者のうち約66%が納付者です。60歳台前半に保険料納付の対象を拡大した場合でも、50歳台後半と同様な納付率が期待できます。

基礎年金の拠出期間の45年(20歳~64歳)への延長

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	
負担	国民年金保険料 ※5年分を追加負担	現在の厚生年金保険料と同じ(70歳未満加入) ※追加負担なし		
給付	40年分の基礎年金と同じ	1年当たり単価により、5	5年分を加算して増額	

<国民年金第1号被保険者、第3号被保険者の場合>



(3) 厚生年金被保険者は、保険料は同じで、基礎年金が増額し、1 階部分に結びつかない期間を解消できる

厚生年金は70歳未満まで加入資格があるので、基礎年金の拠出期間が45年化されても、 保険料負担は変わりません。しかし、現状では、60歳台で厚生年金に加入しても、基礎年金は 増えません。保険料は同じでも、1階部分の年金に結びつかない期間があります。基礎年金が 45年化すれば、基礎年金が増額します。

その際、**厚生年金の経過的加算の制度をどのようにしていくか、併せて検討が必要**です。昭和 60年改正で基礎年金制度が作られた際に、**従来の厚生年金の定額部分の給付のうち、基礎年金の対象とならない部分を、引き続き、厚生年金の経過的加算として支給**することとしました。現在では、定額部分と老齢基礎年金の単価はほぼ同額なので、実質的には、**基礎年金拠出期間外の厚生年金被保険者期間(20歳未満・60歳以上)**に応じて、1階部分に相当する額を老齢厚生年金に加算する制度となっています。

従来の厚生年金の定額部分には 40 年の上限があったため、**経過的加算も厚生年金の加入期 間のうち 40 年(480 月)の上限を超えた部分については、対象とならない仕組み**です。 図のように、例えば、大学卒業後 23 歳から 70 歳まで会社員として働いて、厚生年金に 48年間加入した場合は、厚生年金期間のうち 38年は基礎年金の対象になっていますので、40年の上限の範囲であと 2年分を、厚生年金の経過的加算として受給できます。残りの 8年分は、1階部分に結びつきません。

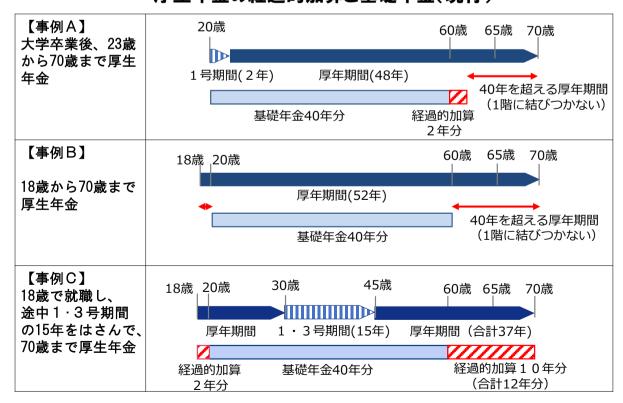
また、**高卒で 18 歳から 70 歳まで会社員**として働いて、厚生年金に 52 年間加入した場合は、20 歳前と 60 歳以降の **12 年間は、1 階部分に結びつきません**。

一方、**高卒で 18 歳から 30 歳までの 12 年間と 45 歳から 70 歳までの 25 年間を会社員**として働いて合計 37 年間の厚生年金期間があり、途中 15 年間の第 1 号又は第 3 号被保険者期間がある場合は、**12 年分の経過的加算**が受給でき、**1 階部分に結びつかない期間は生じません**。

このように、現行制度では、長く就労した場合、途中の第1号·第3号期間の長さにより、 経過的加算や1階部分に結びつかない期間の長さが異なります。

基礎年金の 45 年化をした場合でも、厚生年金期間のうち 20 歳未満と 65 歳以上の期間は残ります。その際、経過的加算の 40 年上限の仕組みについては、現行制度を 5 年延長して、45 年上限(540 月)に改めることも考えられます。また、1 階部分に結びつかない期間を完全に解消するため、上限を廃止することも考えられます。

厚生年金の経過的加算と基礎年金(現行)



(4) 厚生年金被保険者の被扶養配偶者も、基礎年金が増える

厚生年金被保険者の被扶養配偶者は、現状では、第3号被保険者になるのは20歳以上60歳未満の場合に限られます。基礎年金が45年化され、現行制度が5年延長されると、65歳未満の被扶養配偶者は、第3号被保険者となり、基礎年金が増額します。

なお、現行では、第2号被保険者は65歳未満に限られていますので、65歳以上の厚生年金 被保険者の被扶養配偶者が60歳未満であっても、第3号被保険者になりません。65歳以上 の厚生年金被保険者についても第2号被保険者として扱い、その被扶養配偶者は、65歳未満 であれば第3号被保険者になれるようにすることが妥当と考えます。

第3号被保険者の制度については、公平でないという意見もあります。3月13日の第13回年金部会でも、第3号被保険者制度を縮小していく方向の中で、基礎年金の45年化で第3号被保険者が増えてしまうことを懸念する発言が、何人かの委員からありました。

しかし、第3号被保険者制度は、第2号被保険者全体の保険料で賄われており、平成16年改正で、第2号被保険者の負担した保険料は夫婦で共同負担したものと認識する規定(厚生年金保険法第78条の13)が明記されています。また、公的年金制度は、「1人当たり賃金が同じ世帯であれば、片働きでも、共働きでも、単身世帯でも、1人分の年金額は同じ」という点で、公平な制度になっています。そして、第3号被保険者には、病弱で働けない人や、失業中の人、育児や介護のために一時的に離職している人を含め、多様な方々がおられますので、その方々の将来の基礎年金を確保することは重要です。

このようなことから、3月 13 日の年金部会では、基礎年金を 45 年化した場合には、第3号被保険者もそのまま5年延長すべきという意見が、何人かの委員からありました。平均余命と現役期間の伸びに伴う 45 年化ですから、私も、第3号被保険者制度もそのまま5年延長すべきと考えます。その上で、被用者保険の適用拡大を進めることで、第3号被保険者を減らしていく方向であることは、60歳台前半についても、同じです。

(5) 障害基礎年金や遺族基礎年金の年金額も増える

遺族基礎年金と障害基礎年金2級の年金額は、加入期間の長さによらず、老齢基礎年金の満額と同額です。障害基礎年金1級は、その1.25倍の額です。

基礎年金が 45 年化された場合は、老齢基礎年金の満額が 40 分の 45 の金額に増えますので、**障害・遺族基礎年金の額も増え**ます。

障害・遺族基礎年金も、マクロ経済スライド調整により、将来、給付水準が低下します。若い頃に障害になった場合には長い間続きますし、老齢年金と違って、就労期間(=拠出期間)

の伸びよって水準低下を補うことも難しいです。このため、加入者全体で拠出期間を 45 年に伸ばす効果を、障害・遺族基礎年金にも及ぼして、水準の低下を防ぐ必要があります。

その際、**45 年化後の年金額を適用する対象者の範囲**については、検討が必要です。一つの方法として、**施行日よりも後に発生した保険事故について 45 年水準とするという考え方**もあると思います。ただし、この場合は、若くして障害となった人は、将来、45 年化後の老齢基礎年金の受給者が一般的になった後でも、40 年分の低い額にとどまってしまうことに留意が必要です。

また、別の方法として、障害・遺族の保険事故は、老齢という保険事故が早く発生したものですから、施行日における受給者の年齢で対象者の範囲を決めることとし、45 年拠出の対象年齢の人にはその水準の年金額を支給するという考え方もあると思います。この場合は、現在の既存の多くの障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者の年金額が、早期に増えます。私は、この方法の方が望ましいのではないかと考えます。

(6)繰上げ受給や任意加入についての論点

3月13日の年金部会では、基礎年金の保険料拠出期間延長に関連して、年金局から細部の 論点が提示され、議論が行われました。

60 歳台前半の論点については、「60 歳台前半の老齢基礎年金の繰上げ受給者は、新たに国 民年金の被保険者となり、老齢基礎年金を受給しつつ、強制加入期間として国民年金保険料を 納付することとなるがどう考えるか。」という論点です。現行では、老齢基礎年金の繰上げ受給 者は、国民年金の被保険者ではなく任意加入することもできないため、国民年金保険料を納付 することはありません。一方、現行、老齢厚生年金の繰上げ受給者が厚生年金被保険者となっ た場合は、強制加入期間として厚生年金保険料を納付することとなっています。

この論点については、年金部会の複数の委員から、厚生年金の場合と同様に、**60 歳台前半の老齢基礎年金の繰上げ受給者は、老齢基礎年金を受給しながら、強制加入期間として国民年金保険料の納付義務を課すことで良い**、という意見がありました。私も同様に考えます。

将来の年金額が減ることを理解した上で、やむを得ず繰上げ受給を選択する人は、低所得者であって、**国民年金保険料の申請免除の対象者**になる人も多いのではないかと思われます。十分な収入があるのに、繰上げ受給を選択した人については、理解した上での選択だろうと思います。

また、60 歳台後半の論点として、「65 歳時点で基礎年金満額に達していない者の国民年金への任意加入についてどう考えるか。」という論点です。現行では、60 歳時点で基礎年金満額に達していない人は、国民年金に任意加入することができます。また、65 歳以上 70 歳未満で

あっても 10 年の受給資格期間を満たさない場合は、受給権発生までは、任意加入をすることができます。

この論点については、3月13日の年金部会では、できるだけ基礎年金満額に近づけられるようにするため、65歳以上で老齢基礎年金の受給権がある者でも、基礎年金満額に満たない者は、任意加入で保険料納付をすることができるようにすべきという意見が、多くの委員からありました。私もそのように考えます。令和2年改正で老齢厚生年金について導入された「在職定時改定」と同様に、65歳以上で任意加入の国民年金保険料を納付した場合に、1年分の保険料を反映して、毎年1回、10月に年金額を改定して反映する仕組みを設ければ良いと考えます。

また、この関連で、「60 歳台後半の厚生年金被保険者の国民年金における取扱いについてどう考えるか。」という論点もあります。現行では、厚生年金被保険者は 70 歳未満の者としていますが、65 歳以降については、老齢基礎年金の受給権を有し、既に所得保障を受けている観点から、国民年金法上、国民年金第2号被保険者としていません。

この論点についても、私は、厚生年金は65歳支給開始でありながら、70歳未満まで厚生年金被保険者であるのですから、国民年金においても、受給権者と被保険者の重複は、問題ないと考えるべきであり、70歳未満の厚生年金被保険者は、国民年金第2号被保険者とすべきと考えます。

厚生年金と国民年金の被保険者の範囲(現行)

	20歳未満	20~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上
厚生年金被保険者	厚生年金強制適用				厚生年金 任意適用 (老齢年金の受 給権がない者)
	国民年金第2号被保険者			老齢年金の受給権がない者のみ 国民年金第2号被保険者	
	合算対象期間 に算入	老齢基礎年金の 納付済期間に算入	合算対象期間に算入		
第2号被 保険者の 被扶養 配偶者	(対象外)	国民年金第3号 被保険者(注1)	(対象外)		
		老齢基礎年金の 納付済期間に算入			
国民年金被保険者	(対象外)	国民年金義務加入	国民年金 任意加入 (老基満額480月 を満たさない者)	国民年金 特例任意加入 (受給資格期間10 年を満たさない者)	(対象外)
		第1号被保険者	(第1~3号以外の国民年金被保険者)		
		老齢基礎年金の納付済期間に算入			

⁽注1) 国民年金第3号被保険者は、国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者と規定されており、65歳以上の厚生年金被保険者(老齢年金の受給権がない者を除く)の被扶養配偶者は、該当しない

⁽注2) 「老齢基礎年金の納付済期間に算入される期間」は、「基礎年金拠出金の算定対象の期間」となる

(7) 延長する5年分の給付の2分の1国庫負担相当分の財源の課題

基礎年金の45年化に当たっては、5年分の給付についての2分の1国庫負担相当分の財源の課題があります。年金局が2020年12月に公表した追加試算では、基礎部分と報酬比例部分のマクロ経済スライド調整期間の一致と組み合わせて基礎年金の45年化を実施する場合に、延長部分に国庫負担が有る場合は、保険料財源だけで延長する場合と比べて、所得代替率が2%程度高くなります。延長部分に2分の1国庫負担を入れるためには、将来、1兆円程度の追加の税財源が必要です。

延長部分の加入期間を持つ受給者は、時間をかけて増えていき、45 年加入者が 90 歳になって、多くの受給者が 45 年加入という時代になるのは、30 年後になります。このため、延長する 5 年分の給付についての 2 分の 1 国庫負担相当分の金額は、当初は金額が小さく、長い年数をかけて少しずつ大きくなります。従って、国庫負担を入れることとした上で、規模に応じた財源確保策を検討していくのか、あるいは、財源確保できるまでは保険料財源で行うこととした上で、財源確保ができた時点から国庫負担を行うのかなど、様々な工夫も考えられます。

国庫負担を入れるのか入れないのか。国庫負担を入れる場合には、どのように税財源を確保 するのか。検討する必要があります。

※今回とりあげたテーマについては、次の論文で詳しく論じています。

「年金制度の理念と構造~課題と将来像」

第4回 少子高齢化と年金

https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/14025.pdf

第7回 基礎年金の拠出期間 45 年化の意義

https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/14125.pdf

※このほか、年金制度についての詳しい説明は、筆者の日本総合研究所の研究員紹介のページ に掲載している解説もご参照ください。

https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=103988

※本稿は、「年金時代」(社会保険研究所)に、2024年3月27日付けで掲載されたものです。

【筆者プロフィール】高橋俊之(たかはし としゆき)

1962 年東京都生まれ。1987 年東京大学法学部卒。厚生省入省。2004 年から 2008 年まで社会保険庁で総務課企画官・企画室長。2015 年から内閣府で大臣官房審議官(経済財政運営・経済社会システム担当)。2017 年から厚生労働省で年金管理審議官、2019 年から年金局長。2019 年の財政検証、2020 年の年金制度改正法案などを担当。2022 年 6 月厚生労働省退官。10 月より三井住友銀行顧問、株式会社日本総合研究所特任研究員。日本年金学会会員